

学校教育法施行規則26条3項の定める懲戒退学事由の歴史的変遷

小美野達之*

抄 録 学校教育法施行規則26条3項は、懲戒退学の原因として1号（性行不良）、2号（学力劣等）、3号（出席常ならず）、4号（秩序かく乱）の4つの事由を定める。しかし、各号の意義やその歴史的変遷についての検討は十分になされていない。本稿では、まず、懲戒退学事由について、中学校生徒入退学及表簿二関スル省令案に遡る。次に中学校令施行規則51条を示し、同条1号ないし5号の事由が退学処分の原因であったこと及びこれらの事由が設けられた理由を明らかにする。

さらに学校教育法及び学校教育法施行規則の立案過程案を対比することにより、戦前における退学処分の規定が、戦後、1947（昭和22）年4月から5月にかけて懲戒退学の規定に限定されたこと及びその理由を明らかにする。そして懲戒退学への限定が、立案者により十分に妥当性の検討がなされたものではなく、立案技術上の要因に基づくものである可能性が高いことを結論づける。

キーワード 懲戒退学 退学処分 学校教育法 学校教育法施行規則 中学校令施行規則

I はじめに

1 学校教育法施行規則26条3項の懲戒退学規定

学校教育法（以下「法」という）11条は、本文において校長等の懲戒権、但書において体罰禁止を定める。

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

法11条本文にいう「文部科学大臣の定め」と

して、学校教育法施行規則（以下「規則」という）26条は、以下の規定を置く。

第26条〔略〕

- ② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長〔略〕が行う。
- ③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校〔略〕、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

*ほなみ法律事務所

④ 〔略〕

⑤ 〔略〕

同条3項柱書の「前項の退学」は、2項の「懲戒のうち、退学」のことであり、3項は懲戒としての退学すなわち懲戒退学の規定である。そして、同項は1号から4号の4つの懲戒退学事由を定めている。規則26条3項は、2007（平成19）年改正前13条3項を受け継いだ規定であるが、同項がどのような歴史的変遷を経ているのか、各号の懲戒退学事由がいかなる理由により定められたのかについては、これまでほとんど言及されていない。

2 先行研究の状況並びに本稿の目的及び内容

先行研究には、改正前13条3項各号の定める懲戒退学事由のうち4号（秩序かく乱）を除き、1943（昭和18）年中学校規程47条や、1901（明治34）年中学校令施行規則51条の退学事由を引き写したことを指摘するものがある⁽¹⁾⁽²⁾。しかし、これらの研究においても各号の事由が定められた経緯は述べられておらず、学校教育法施行規則の制定過程の検討も行われていない。

本稿では、まず規則26条3項の懲戒退学事由につき、1899（明治32）年中学校入退学及表簿ニ関スル省令案に遡りその歴史的変遷を示す。次に法及び規則の制定過程案を検討することで、戦前における行政処分としての退学（以下「退学処分」という）の規定が、戦後のある時期から懲戒として行われる退学処分（以下「懲戒退学」という）の規定に限定されたこと及びその理由を明らかにする。

規則26条3項の定める懲戒退学は、生徒等からその身分を剥奪する重大な処分であり、裁量権を行使するに当たっては慎重な配慮が求められている。懲戒退学事由の歴史的変遷を明らかにすることは、単に歴史的な意義のみならず、スクール・コンプライアンス上も大きな意義を有するものである。

II 戦前における退学規定の内容及び性質

1 中学校生徒入退学及表簿ニ関スル規則

1899（明治32）年4月19日、第3回高等教育会議⁽³⁾において、中学校入退学及表簿ニ関スル省令案4条として、以下の規定が審議されている（旧字体は新字体に改めた、以下同じ）。

第4条 生徒入学ノ際学校ニ於テハ各生徒ニ付其卒業スル迄在学スル志望及学資供給ノ有無等ヲ訊問シ成業ノ見込アル者ニ限り入学ヲ許可スヘシ

文部省の参事官は、中学校の生徒が1年か2年で辞めることが多く、入学の時点でよく調査して、続けて教育を受けられる場合に入学を許すという趣旨であると説明する。委員から、学資供給の有無を諮問すれば財産家ばかりが中学校に入り学事の進歩を害すること、学資ではなく学問の懈怠により退学する者が多いことなどの批判意見が出され、結局、省令案は否決された⁽⁴⁾。同会議では、さらに省令案9条として、以下の規定が審議されている。

第9条 生徒ニシテ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一箇年以上欠席スル者又ハ正当ノ理由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席スル者ハ除名スヘシ但校則ニ依リ一箇年以内休学ヲ許シタル場合ハ此限ニアラス

参事官は、「公立学校ニ於テハ其間ハ徴兵令ノ特権ニ浴シテ猶予スルト云フコトニナツテ居ルト云フ特別ノ規則ガアリマス、其規則ニ依ツテ休学ヲ許シタル場合ハ、一箇年欠席シテ休学シテ居ツテモ退学トハ見ナイ」との説明をしている⁽⁵⁾。1889（明治22）年徴兵令21条（後に23条）は、中学校の在校生につき26歳までの徴募猶予を認めていた。徴兵令の規定上、欠席を繰り返せば徴兵忌避が可能であり⁽⁶⁾、省令案9条本文はかかる意味での徴兵忌避の防止にある

と理解することができる。その後、省令案9条は、高等教育会議において、原案通りに可決されている。

1899（明治32）年のうちに中学校生徒入退学及表簿ニ関スル規則が制定されている。同規則8条は、省令案9条から但書を削除したものであった。校則により休学を許された場合も、正当な理由のある休学の一類型として本文で捕捉できることから、不要な規定として削除されたと考えられる。同規則には、省令案4条に相当する規定や懲戒に関する規定は設けられていない。

2 1901（明治34）年中学校令施行規則

1901（明治34）年中学校令施行規則は、中学校入退学及表簿ニ関スル規則を含む同時期の諸規則を、教員に関するものを除き単一の法典としてまとめたものである。その懲戒及び退学に関する規定は、以下のとおりである。

第51条 学校長ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ退学ヲ命スヘシ

- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三 引続キ1箇年以上欠席シタル者
- 四 正当ノ事由ナクシテ引続キ1箇月以上欠席シタル者

第52条 生徒退学セントスルトキハ学校長ノ許可ヲ受クヘシ

第53条 学校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

同規則51条は、学校長の命令による退学すなわち退学処分、52条が、生徒の申し出による退学（以下「自主退学」という）、53条が、懲戒につき、それぞれ別条に定めを置いている。なお、1908（明治41）年改正により、同規則51条には、5号として、「出席常ナラサル者」が追加されている。

1901（明治34）年中学校令施行規則51条の制定過程及び1908（明治41）年改正過程に関する資料は発見できず⁽⁷⁾⁽⁸⁾、また、各号の事由の趣旨等に関する先行研究も存在しない。もっとも、高等教育会議における議論や当時の中学校が置かれた状況等からは、ある程度の推認をすることが可能である。

1号（性行不良）は、日清戦争後、中学校において学校騒動が多発し、1899（明治32）年に帝国議会貴族院の決議案において「学校の紀綱緩みて学生の風儀敗類に流れたる」と述べられることなどとしており⁽⁹⁾、中学校における風紀問題に対応するための事由であると解される。2号（学力劣等）は、省令案4条では主として資金面に着目して入学の際に「成業ノ見込」を審査するとされていたが、高等教育会議における批判意見を踏まえ、学力の観点から入学後に成業の見込みを判断し、これを欠く生徒に退学を命ずると再構成された事由であると解される。3号（1年以上欠席）及び4号（正当事なき1か月以上欠席）は、中学校入退学及表簿ニ関スル規則8条の退学事由をほぼそのまま受け継いだ事由である。5号（出席常ならず）は、3号及び4号では捕捉できない不定形の欠席を捕捉するための事由であると考えられる⁽¹⁰⁾。

3 1931（昭和6）年中学校令施行規則及び1943（昭和18）年中学校規程

1931（昭和6）年中学校令施行規則の懲戒及び退学の規定は、1908（明治41）年改正後の1901（明治34）年中学校令施行規則の規定をそのまま受け継いでいる。この間、徴兵制度は、1927（昭和2）年兵役法により規律されるようになり、同法41条1項及び同施行規則により中学校の在学者に対する徴募延期の上限は22歳とされ⁽¹¹⁾、徴兵猶予又は延期の範囲が縮小されつつあった。

1943（昭和18）年中等学校令には、初めて勅令において懲戒及び退学につき、以下の規定が設けられた。

第13条 中等学校ノ設備，編成，教科，教授訓練，生徒ノ入学，退学，転学及懲戒等ニ関スル規程並ニ実業学校ノ学科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

そして、中等学校令を受けて同年に制定された中学校規程の規定は、以下のとおりである。

第46条 生徒退学セントスルトキハ学校長ノ許可ヲ受クベシ
 第47条 学校長ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ退学ヲ命ズベシ
 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
 二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
 三 正当ノ事由ナクシテ出席常ナラザル者
 ② 学校長前項ノ規定ニ依リ生徒ニ退学ヲ命ジタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遅滞ナク地方長官ニ開申スベシ
 第48条 学校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

1943（昭和18）年中等学校令と中学校規程の懲戒及び退学の規定を条文順に整理すると以下のとおりであり、中等学校令にいう②退学の文言が、同規程において、②-1 自主退学と②-2 退学処分の両方として反映されていることが分かる（表1）。

表1

中等学校令	中学校規程
②退学	②-1 自主退学
①懲戒	②-2 退学処分（三事由）
	①懲戒

筆者作成

同規程においては、かつての3号及び4号の規定が削除され、欠席関係につき、「正当の事由なくして」との制限を付し、かつての5号にまとめられた。1939（昭和14）年兵役法改正により、同法41条4項は戦時又は事変に際して特

に必要な場合、勅令により徴募延期を行わないことができるとし⁽¹²⁾、同規程の制定後、1943（昭和18）年在学徴募延期臨時特例により、在学による徴募の延期が停止されている。同規程による退学事由の整理は、同時期の在学を理由とする徴集延期の縮小及び廃止の動きが影響していると考えられる。

4 小括

以上のとおり、戦前には1901（明治34）年以降、一貫して、①懲戒、②-1 自主退学、②-2 退学処分は別条に規定され、1908（明治41）年以降、性行不良、学力劣等及び出席常ならず（以下「三事由」という）は、退学処分の事由として規定されていた。規則26条3項が冒頭に「前項の退学」との文言を置くのと異なり、戦前の規則における退学処分を懲戒退学に限定すべき文言及び構造上の根拠は存在していない⁽¹³⁾。また、所定の事由のある場合、退学処分を「命ズベシ」とされている。

当時の学校における在学関係は特別権力関係として把握されており、その理論上、生徒等に懲戒や退学処分を課すに際し、勅令や文部省令の根拠は不要であり、各学校の学則の定めで足りると解されていた⁽¹⁴⁾。立案者が、敢えて文部省令に三事由等につき退学処分を命ずべき事由として規定したのは、三事由等が存在する生徒に対し処分権者である学校長の裁量を許さず一律に退学処分を課すことを意図していたと考えられる。

Ⅲ 戦後における懲戒退学への限定及びその理由

1 懲戒退学への限定の理由の論述方法

では、その後、規則において、退学処分規定が懲戒退学規定に限定されたのはなぜであろうか。規則の立案者が、制定過程での議論を残していれば、上記理由を明らかにする直接の資料となる。しかし、規則の立案が本格化した1946（昭和21）年末から1947（昭和22）年前半、文

部省の中枢にいた事務次官有光次郎や学校教育局長日高第四郎の日記⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾、調査局長辻田力の資料⁽¹⁷⁾には制定過程の詳細な説明はない。法及び規則の制定過程については、条文の立案整備の過程を検討した優れた先行研究が存在するところであるが⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾、これらの先行研究も、制定過程での条文の変化に関し、その理由を明らかにする直接の資料を摘示しておらず、周辺事情から理由を推認するという手法を用いている。本稿においても先行研究に倣って、規則の規定の文言及び構造の変化それ自体、加えて同時期の法の規定との対比により、懲戒退学への限定の理由を検討することとする。本稿で検討のために用いた法及び規則の案、その時期は、本頁下の表のとおりである（表2）。

2 1947（昭和22）年学校教育法施行規則 13条の制定過程

（1）1946（昭和21）年12月時点での案

表2中の1946（昭和21）年12月24日付学校教育法要綱案（以下「461224法案」とし、他の法案及び規則案についても同様に表記する）の総則には、①懲戒及び②退学の規定は存在せず、高等学校の章に、次の規定があった。

57 高等学校の設備、編成、学科目及其の程度、生徒の入学、退学、転学、卒業及懲戒

に関する事項は、命令の定めるところによる。

461228法案も細かな差異を除けば461224法案と同様の規定である。他方で、4612ごろ規則案には、①懲戒、②-1 自主退学、②-2 退学処分につき以下の規定があった⁽³⁴⁾。

- 37 生徒〔が休学又は〕退学をしようとするときは学校長の許可を受けることを必要とする。
- 38 学校長は左の各号の一に該当するものには退学を命ずることが出来る。但し、定時制の課程のものについては〔出席停止をすることが出来る。〕この限りではない。
- 一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
 - 二 学力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
 - 三 正当の理由なくして出席常でない者
- 39 学校長は教育上必要ありと認めるときは生徒に懲戒を加へることが出来る。但し体罰を加へてはならない。

同時点では、規則は、学校種ごとの制定が予定されていたようである⁽³⁵⁾。法案の該当部分は戦前の中等学校令を受け継いでおり、規則案

表2

学校教育法の制定過程案		学校教育法施行規則の制定過程案	
1946.12.24	学校教育法要綱案 ⁽²⁰⁾	1946.12ごろ	高等学校規則 ⁽²¹⁾
1946.12.28	学校教育法案要綱 ⁽²²⁾		
1947.1.14	学校教育法案 ⁽²³⁾	1947.1ごろ	第 章高等学校（案） ⁽²⁶⁾ [A] 学校教育法施行規則案 ⁽²⁷⁾ [B]
1947.1.15	学校教育法案 ⁽²⁴⁾		
1947.2.18	学校教育法案 ⁽²⁵⁾		
1947.3.7	学校教育法案 ⁽²⁸⁾	1947.3.24	学校教育法施行規則案 ⁽³⁰⁾
1947.3ごろ	学校教育法案 ⁽²⁹⁾		
1947.3.31	学校教育法（成立）	1947.4.7	学校教育法施行規則案 ⁽³¹⁾
		1947.4.19	学校教育法施行規則案 ⁽³²⁾
		1947.5.6	学校教育法施行規則案 ⁽³³⁾
		1947.5.26	学校教育法施行規則（成立）

筆者作成

も各号の場合には②-2 退学処分を「命ズベシ」から「命ずることが出来る」に変更して定時制の規定を置いたほかは、中学校規程の内容をそのまま受け継いでいる。

(2) 1947 (昭和22) 年1月及び2月時点の案
470114法案では、高等学校の章に②退学とともに①懲戒の規定も残存していたものの、総則にも①懲戒の規定が設けられており、全学校種に共通の規律⁽³⁶⁾とすることが意図されていたと考えられる。

第13条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることができない。

470115法案及び470218法案も、「命令」を「監督庁」に変更したことを除き、470114法案からの大きな変更はない。同時点では、規則も、全学校種で単一の法典である「学校教育法施行規則」を制定する方針とされていたが、4701ごろ規則案のうち高等学校の章のみが存在するもの(以下「4701ごろ規則案A」という)の①懲戒、②-1 自主退学、②-2 退学処分の規定は、4612ごろ規則案と同様である。同時点での高等学校に関する法及び規則による規律は、1943 (昭和18) 年の中等学校令及び中学校規程による規律と同じ構造であったといえる(表3)。

ところが、4701ごろ規則案のうち全体が存在するもの(以下「4701ごろ規則案B」という)においては、大きな変更が加えられている。

第10条 国立又は公立の小学校及び中学校又はこれに準ずる盲学校、聾学校若しくは養護学校以外の学校の校長は、左の各号の一に該当する学生、生徒及び児童に対して、出席停止又は退学を命ずることができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者

87 生徒休学又は退学をしようとするときは学校長の許可を受けることを要する。
教育上必要なる懲戒の種類は、学校長これを定める。

それまでの規則案では、戦前の中学校の規定を踏襲し、②-1 自主退学、②-2 退学処分、①懲戒をいずれも高等学校の章に別条として規定していたが、4701ごろ規則案Bでは、②-2 退学処分を総則に移している。立案者は、②-2 退学処分につき、高等学校のみならず、全学校種に共通して妥当する規律であるとの理解の下、総則に移動したものと思われる。しかし、これにより法と規則とで総則における規律内容の相違が発生することとなった(表4)。

(3) 1947 (昭和22) 年3月時点の案及び帝国議会での審議

470307法案の総則には①懲戒の規定が、高等学校の章には②退学の規定があった。

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところに

表3

	470114法案～470218法案	4701ごろ規則案A
総則	①懲戒	不明
高等学校	②退学 ①懲戒	②-1 自主退学 ②-2 退学処分 (三事由) ①懲戒

筆者作成

表 4

	470114法案～470218法案	4701ごろ規則案B
総則	①懲戒	②-2 退学処分（三事由）
高等学校	②退学 ①懲戒	②-1 自主退学 ①懲戒

筆者作成

より、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

第49条 高等学校 [に関する] の教科用図書、入学、退学、転学、卒業その他必要な事項は、監督庁が、これを定める。

ない。

③ 前2項の外、校長及び教員は、生徒及び児童に教育上適切な懲戒を加えることができる。

第92条 生徒が休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

4703ごろ法案にも470307法案からの変更は加えられておらず、同月31日に成立した学校教育法においても同様である。他方で、470324規則案には、4701ごろ規則案Bから、さらなる変更が加えられている。

第42条 校長は左の各号の一に該当する学生、生徒及び児童に対して、出席停止又は退学を命ずることができる。但し、国立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに準ずる盲学校、聾学校若しくは養護学校の校長は、生徒及び児童に退学を命ずることができない。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当な理由がなく出席常でない者
- ② 前項但書に規定する学校の校長が、その生徒及び児童に出席停止を命ずる場合においては、その期間は1週間を超えてはなら

同時点では、法は、総則に①懲戒、高等学校の章に②退学の規定を置き、それぞれ「監督庁の定め」つまり規則にその詳細を委任するという区別を確立し規定を整理している。また、帝国議会での法11条の審議でも、「現実には懲戒処分で学校を出す場合と、行政処分で学校を出す場合と両方ある」⁽³⁷⁾が、同条は懲戒の問題に限られ行政処分としての退学は学則により定められるものであることが明らかにされている⁽³⁸⁾。

しかし、470324規則案では、②-1 自主退学のみを高等学校の章に残し、②-2 退学処分、①懲戒を、規則案42条に一体化するとともに総則に置くこととされている（表5）。

(4) 1947（昭和22）年4月及び5月時点の案
この時期の規則は、高等学校の章に②-1 自主退学の規定を置くことは一貫していたものの、総則にいかなる規定を置くのかについては大きく変化している。

470407規則案では470324規則案が定めていた国公立小中学校等における②-2 退学処分の禁

表 5

	470307法案, 4703ごろ法案	470324規則案
総則	①懲戒	②-2 退学処分（三事由） ①懲戒
高等学校	②退学	②-1 自主退学

筆者作成

止及び出席停止の上限が削除されている。また校長等の①懲戒の規定も削除されているが、これは法11条に同じ規定があり重複していたためであろう（表6）。

第14条 校長は、左の各号の一に該当する学生、生徒及び児童に対して、訓戒⁽³⁹⁾を与え、又は出席停止若しくは退学を命ずることができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者

470419規則案では、戦前においても戦後の4612ごろ規則案から470407規則案においても②-2退学処分⁽⁴⁰⁾の事由として定められていた三事由が、①懲戒の事由として定められている（表7）。

第14条 懲戒は、学校の種類に応じ、校長がこれを行う。但し、懲戒は、左の各号の一に該当する場合に限る。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認めら

れる者

- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者

そして470506規則案では、本文の定める①懲戒を但書により「退学」につき三事由の場合に限るという構成を取り、これにより三事由を懲戒退学の事由として位置づけている（表8）。

第13条 懲戒は、学校の種類に応じ、校長〔及び教員〕がこれを行う。但し、〔退学〕懲戒は、左の各号の一に該当する場合に限る。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者

規則は、同年5月23日に成立したが、その規定は470506規則案から変更がない。かくして、かつては②-2退学処分の規定であったものが、立案過程における紆余曲折の中で懲戒退学の規定に限定され、学校教育法施行規則の制定により、かかる限定が確立することとなった。

表6

	法（成立）	470407規則案
総則	①懲戒	②-2退学処分（三事由）
高等学校	②退学	②-1自主退学

← 相違 →

表7

	法（成立）	470419規則案
総則	①懲戒	①懲戒（三事由）
高等学校	②退学	②-1自主退学

← 一致 →

表8

	法（成立）	470506規則案
総則	①懲戒	①懲戒 懲戒退学（三事由）
高等学校	②退学	②-1自主退学

← 一致 →

筆者作成

3 懲戒退学への限定の理由

この限定は、470114法案ないし470218法案が、総則に①懲戒を定め、高等学校の章に②退学を定めていたのだが、規則の立案者が、4701ごろ規則案Bにおいて、②-2退学処分を総則に移動したことが発端であると考えられる。その後、1947（昭和22）年3月31日に法が成立し、上記の区分を確立し、法11条が①懲戒の詳細を規則に委任しており、帝国議会においても同条の対象が①懲戒に限られるとされていたにもかかわらず、対応する規則案は470407規則案に至るまで②-2退学処分の規定を置いており、上位規範である法と下位規範である規則の規律内容が相違し、法の委任の範囲の逸脱という立案上の重大な問題を残し続けていた。

もっとも、この時点で既に法は成立しており、同年4月1日から6・3制の新学制も開始していた。法の文言や構造を修正することや、規則に抜本的な修正を加えることは不可能であり、規則の文言の微調整により問題を解消するほかなかったと考えられる。まず、470419規則案では②-2退学処分の規定を①懲戒の規定に一変させ、三事由も①懲戒の事由と位置付けて法と規則との上記相違を解消した。しかし、明治期以来、三事由は一貫して②-2退学処分の事由とされており、また、實際上、①懲戒を加えることができるのが三事由の場合に限られるのは不合理である。

そこで470506規則案では、470419規則案と同様に規定の全体は①懲戒の規定とし、470407規則案までが有していた問題に引き続き対処するとともに、但書において三事由を懲戒「退学」の事由と位置付け、明治期以来の三事由が②-2退学処分の事由という一貫性や、退学以外の①懲戒を三事由に限らず妥当性を確保することに成功し、470419規則案が有していた問題にも対処したと解される。

4701ごろ規則案Bから470506規則案まで短期間に次々と規則案が作成されていることや、単純に②-2退学処分から懲戒退学へと変更されたのではなく途中で②-2退学処分と①懲戒と

を組み合わせたり①懲戒のみとしたりと一貫性のない変更であることは、立案者が、懲戒退学への限定の必要性や三事由をその事由とすることの妥当性につき検討した上でのものではなく、時間的制約のある中での立案技術上の要因に基づく限定であることを推認させるものである。

4 戦後の規則改正

規則13条には、1949（昭和24）年改正により、4号として「学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」との事由が加えられている⁽⁴⁰⁾。1950（昭和25）年改正では、市町村立の小中学校では懲戒退学を課せないことが明記され、さらに1957（昭和32）年の改正では、ほぼ現在と同様の体裁の規定に整理されたが、この改正は従来の規定の趣旨を明確化したものであり、実質的な内容の変更ではないことが旧文部省によって明らかにされている⁽⁴¹⁾。

2006（平成18）年の教育基本法全面改正に伴い学校教育法にも大改正が加えられたが、法11条に変化はなく、規則にも大改正がなされたものの、改正前13条は条文の位置が26条に繰り下がったのみであった。

規則26条3項の懲戒退学規定は、1947（昭和22）年5月23日の制定時から、4号（秩序かく乱）が追加されたほかに実質的な変更はされていないのである。

5 小括

戦後の規則の立案者が、1946（昭和21）年12月時点の時点で、三事由の場合に退学処分を「命ずることが出来る」との規定へと変更したのは、三事由が存在する生徒等であっても処分権者である学校長の裁量により退学処分を課さないことを許容するとともに、退学処分を三事由の場合に限る意図であったと考えられる。1947（昭和22）年5月23日に成立した学校教育法施行規則において退学処分規定から懲戒退学規定に限定されることが確定したが、規則によ

る規律は、懲戒退学の場面には引き続き及んでいる。

他方で上記の限定に伴って、規則には、改正前13条の定める懲戒としての退学及び同62条の定める自主退学のみが存在し、懲戒退学でない退学処分を課す根拠を欠くこととなった。帝国議会の審議、戦後の教育法学説及び実務は、自主退学と懲戒退学のほかに授業料未納等の場合に学則を根拠とする退学処分を課すことを許容するが⁽⁴²⁾、規則による規律は、かかる退学処分には全く及ばないこととなった。

IV まとめ

本稿では、規則26条3項の懲戒退学事由につき歴史の変遷を追ひ、1901(明治34)年中学校令施行規則51条をはじめ戦前においては退学処分規定であったこと、戦後の規則制定過程でも当初はこれが踏襲されていたが、4701ごろ規則案B以降に揺らぎはじめ、最終的に1947(昭和22)年4月から5月に至り懲戒退学の規定に限定されたことを明らかにした。この限定は、立案者が時間的猶予のない中、立案技術を駆使して規則の文言上の整合性を保とうとして発生したものであり、十分な検討が行われたものではないと考えられる。

戦後においても、懲戒退学でない退学処分を行うことは承認されているものの、法にも規則にも根拠がない処分を学則のみにより行うことの問題性や、懲戒退学につき規則が厳格な規律をしているにもかかわらず、そうでない退学処分につき何ら規律をしていないことの合理性は問われるべきである。

スクール・コンプライアンスを確保するためには、学校運営に関する法令を理解した上で、これを踏まえて適切な運用体制を整備することが不可欠であるが、懲戒退学という重大な処分であるにもかかわらず、規則26条3項各号の事由がどのように定められたものであるかやその問題点は明らかにされてこなかった。

本稿は、規則26条3項の定める懲戒退学事由

の歴史の変遷につき検討を行ったものであるが、実際に現場においてどのような運用されているのかの分析には至っていない。この点については、今後の研究により明らかにする予定である。

註

(1) 坂本秀夫『生徒懲戒の研究』学陽書房、1982年、123頁。

(2) 兼子仁「『学力劣等』は懲戒退学の理由?」『季刊教育法』エイデル出版、第52号、1984年、130頁。なお、兼子は、1901(明治34)年中学校令施行規則49条に由来すると述べるが、51条の誤記であると思われる。

(3) 高等教育会議は、文部大臣の監督を受け、教育に関する事項につき文部大臣の諮詢に応じて意見を開申し、文部大臣にその意見を具申する機関である(文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会、1972年、291頁)。

(4) 文部大臣官房秘書課『第3回高等教育会議議事速記録』文部省、1899年、79頁、82頁、88-97頁、106頁。

(5) 前掲註4、80頁、110頁。

(6) 1894(明治27)年尋常中学校入学規程1条は、第1年級への進学が年齢12歳以上であること、1886(明治19)年尋常中学校ノ学科及其程度2条は、修業年限5年を定めていたが、入学年齢や在学期間の上限は存在しなかった。

(7) 1923(大正12)年関東大震災で文部省書庫が焼失し、文部行政資料の大半が失われた(本村慈「文部省・文部科学省における文書管理と国立公文書館移管文書」『北の丸』第43号、国立公文書館、2011年、145頁。)ことによると思われる。

(8) 明治期の文部行政は、『教育時論』を資料として研究されるが、1899(明治32)年から1905(明治38)年の同誌にも退学事由の趣旨の記載は発見できなかった。

(9) 櫻井役『中学校史稿』受験研究社増進堂、1942年、357-359頁。

(10) 1908(明治41)年改正後の高等女学校令施行規則51条も「出席常ナラサル者」を退学処分の事由としており、徴兵忌避の防止以外の役割もあったと考えられる。

(11) 西山伸「〈研究ノート〉1939年の兵役法改正

をめぐって—『学徒出陣』への第一の画期として—」『京都大学文書館研究紀要』第13号, 2015年, 44頁。

(12) 前掲註11, 46頁。

(13) 戦前の退学処分の規定が、懲戒退学を含めた退学処分全般の規定なのか、懲戒退学以外の退学処分の規定なのかは重要な問題である。本稿では詳述できないが、制定の趣旨、戦前の統計資料、教育行政学者の文献等からすると前者であったと解される。

(14) 美濃部達吉『日本行政法下巻』有斐閣, 1940年, 634-635頁。

(15) 有光次郎『有光次郎日記』第一法規出版, 1989年。

(16) 日高第四郎「日高ノート」『戦後教育資料』国立教育政策研究所, 1965年, I-32ないし35。

(17) 貝塚茂樹, 藤田祐介編『辻田力旧蔵文書』国立教育政策研究所, 2002年。

(18) 大橋基博, 佐々木亨「〈研究ノート〉学校教育法案の形成過程—学校教育法諸草案の特徴と変遷を中心に—」『教育学研究』50巻4号, 日本教育学会, 1983年, 41-50頁。

(19) 夏目達也「学校教育法施行規則案の形成過程」佐々木亨, 大橋基博, 中嶋哲彦ほか「学校教育法の成立過程の総合的研究(その2)」『名古屋大学教育学部紀要』第30巻, 1983年, 385-429頁。

(20) 日本私学教育研究所編『日本私学研究所調査資料第106号』NE012, 1984年, 33頁。

(21) 前掲註20, NE015, 43頁。

(22) 前掲註20, NE024, 60頁。

(23) 前掲註20, NE025, 70頁。

(24) 学校教育局庶務課『学校教育法案(閣議精義)』国立公文書館 請求番号 本館-3 A-029-01・昭59文部00004100。

(25) 『辻田力旧蔵文書』8-6。

(26) 前掲註20, NE027, 90頁。学校教育法施行規則の章として立案されたが、具体的に第何章とするかが未定であったため、章番号が空白になっていると思われる。

(27) 前掲註26, NE026, 78頁。

(28) 内閣『学校教育法案』国立公文書館 請求番号 本館-2 A-010-11・類03070100。

(29) 「学校教育法案」前掲註16, VII-15。

(30) 「学校教育法施行規則案孔版」前掲註16, VII-17。

(31) 「学校教育法施行規則案タイプ印刷」前掲註16, VII-18。

(32) 「学校教育法施行規則案タイプ印刷」前掲註16, VII-19。

(33) 学校教育局庶務課『学校教育法施行規則』国立公文書館 請求番号 本館-3 A-029-01・昭59文部00004100。

(34) 原資料の書き込み及び削除を、本稿では、書き込みについては該当部分に[]を付けて[○○○]と、削除については該当部分に取り消し線を付けて○○○としている。

(35) 「学校教育法取進め予定表」前掲註20, NE014, 42頁には、12月29日から1月11日にかけて、各学校種の規則案を順次作成、審議するとの予定が記載されている。

(36) わが国の法典は、パンデクテン体系により、各部に共通の規定につき各部に重複して規定することなく、冒頭に総則を設けて規定されている。

(37) 一般的には懲戒退学も行政処分であると解されているが、ここでいう「行政処分としての退学」は「懲戒退学以外の退学処分」を意味すると考えられる。

(38) 貴族院事務局『第92回帝国議会貴族院教育基本法案特別委員会議事速記録』第4号 印刷局, 1947年, 10-11頁。

(39) わが国の実定法上、「訓戒」は、少年院法及び婦人補導院法では明確に懲戒の種類とされているが、他方、児童福祉法、刑事訴訟規則及び少年法では懲戒ではないものと解される。470407規則案における性質については何ら手掛かりがなく不明である。

(40) 4号は、従来、1号で処分できたものにつき、1号が明確さを欠くため加えられた規定である(相良惟一『教育行政法』誠文堂新光社, 1949年, 202頁)。

(41) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令について」(1957年12月21日付文部事務次官通達)。

(42) 天城勲『教育法規解説』第一法規出版, 1971年, 155頁, 鈴木勲編『逐条学校教育法〔第8次改定版〕』学陽書房, 2016年, 560頁。なお、授業料未納等による退学処分は「除籍」と呼ばれることがあるが、法令上の用語ではなく死亡や懲戒による学籍の抹消を含む場合もあるなど、内容も定まっていない。